

仕 様 書

年 度 令和 7 年度

場 所 三原市幸崎町能地

名 称 相川ポンプ所更新工事

種 別 配水施設整備 第 号

期 間 年 月 日から 年 月 日まで (契約締結後 日間)

概 要 建築設備工 ステンレス鋼板製建屋 A=51m²
機械設備工 送水ポンプ
φ65×0.33m³/min×73m×11kw N=2台
場内配管 (流入管) φ75 HPPE L=24.5m
場内配管 (流出管) φ75 DIP-GX L=26.4m
電気設備工 引込開閉器盤 N=1面 ポンプ制御盤 N=1面
配水管 φ100mm HPPE L=124.9m
送水管 φ75mm DIP-GX L=38.9m φ75mm HPPE L=99.4m
場内整備工 Co舗装 A=52m² As舗装 A=196m²
フェンス L=77.9m

特記仕様書

(建築設備)

第1章 総則

第1節 一般事項

(1) 概要

本特記仕様は、相川ポンプ所更新工事（建築設備）に適用するものであって、関係法規、その他特別に定めたもののほかは、すべて本仕様書に準拠し、広島県水道広域連合企業団三原事務所監督員(以下監督員とする)の指示により、施工にあたらなければならない。

(2) 法規の適応

本工事に適用する規格並びに基準は、特に記載しない事項については、下記によること。

(ア) 規格

ポンプ井に使用する構造材質は以下の規格に適合するもの、又は、これと同等以上の機械的性質、化学的成分を持つものとする。

| | | |
|---------|------------|-----------------------------|
| ① 鋼板 | JIS G 4304 | 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 |
| | JIS G 4305 | 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 |
| | JIS G 4321 | 建築構造用ステンレス鋼材 |
| | JIS G 3101 | 一般構造用圧延鋼材 |
| ② 構造用形鋼 | JIS G 4317 | 熱間成形ステンレス鋼形鋼 |
| | JIS G 4303 | ステンレス鋼棒 |
| | JIS G 4321 | 建築構造用ステンレス鋼材 |
| | JIS G 3101 | 一般構造用圧延鋼材 |
| ③ 鋼管 | JIS G 3459 | 配管用ステンレス鋼鋼管 |
| ④ 溶接材料 | JIS Z 3321 | 溶接用ステンレス鋼溶加棒，ソリッドワイヤ及び鋼帯 |
| | JIS Z 3323 | ステンレス鋼アーク溶接 フラックス入りワイヤ及び溶接棒 |

(3) 施工適応

(ア) ポンプ井本体築造工

- ① 受台工 コンクリート基礎天端にアンカーボルトにて据え付ける

- | | |
|---------|--------------------------|
| ② 底 板 工 | パネル全溶接及び不動態化处理。 |
| ③ 側 板 工 | 〃 |
| ④ 天 井 工 | 〃 |
| ⑤ 内部補強工 | 補強材組立。 |
| ⑥ 付 帯 工 | タラップ・マンホール・通気口・内部配管等の取付。 |
| ⑦ 保 温 工 | 保温・ラッキング取付。 |

(4) 施工責務

本工事の施工にあたっては、受注者は、一般仕様書の定めるとおり各関係規則・基準を遵守し、遅滞・施工漏れのないように行う。

また、本仕様書及び設計図書に明記されていなくても、構造体の安全確保及びに設備の目的、機能上または施工上当然必要とするものは、監督員の指示に従って行う。

(5) 届出・手続き

本工事に必要な届出・手続き等は受注者が代行し、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

(6) 軽微な変更

工事施工に際し、現場の収まり、もしくは取合上、機材の取付位置、または取付方法等に軽微な変更は監督員の指示によって行う。

この場合において、請負金額の増減は行わない。

(7) 使用機材

(ア) この工事に使用する機材は、各仕様書および設計書に記載してあるものとし、現場搬入の都度監督員の検査を受け、これに合格したものを使用する。

(イ) JIS に制定されているものはこれに適合し、かつその他の規則の適用を受けるものは、形式承認済みのものを使用する。

(8) 提出書類及び図面

受注者は、工事着手前に次の書類及び図面等を監督員に提出し、承認を受けなければならない。

(ア) 書類

- ① 工事主任技術者、工事着手届兼現場代理人届(経歴書を添付すること)
- ② 工事工程計画書

(イ) 計算書

- ① 資材数量、本体主要材料の強度計算書及び基礎構造計算書

(7) 図面

- ① 各種製作承認図（工場並びに現場製作品）
- ② 各種配管、据付施工図面
- ③ その他監督員の指示する図面

(9) 施工中の点検または立会い

この工事施工に際し、築造後容易に点検できない配管その他の施工箇所は、原則としてその課程において監督員の点検または立会いを求めなければならない。

(10) 検査及び試験

本工事で特に必要と認めたものは、監督員立会いの検査及び試験を行う。

(11) 安全対策

本工事の施工にあたっては、労働安全衛生規制を遵守し、就業者に対して常にこれを徹底させると共に、安全作業に対する十分な施策をなし管理しなければならない。

なお、本工事場所がいずれも道路脇であり、工事車両の出入りのさいは、他の車両等の通行の妨げにならないよう配慮すると共に、安全対策を十分に講じること。

(12) 工事用の水及び予備電力

工事用の水、電力等の仮設物は、受注者において手続きの上施工し、これに要する一切の費用は受注者の負担とする。但し、水張試験用の水は、該当しないものとする。

(13) 工事に関する報告

受注者は、工事の進行、労務者の就業、機材の搬入、天候等の状況を示す工事日報を作成すること。

また、月間及び週間工程表についても形式、内容を監督員と協議し、作成すること。

(14) 工事写真

工事期間中は監督員の指示により、工事の施工状況及び管理状況、その他の写真を撮影し整理しておくこと。

(15) 完成図その他

工事施工後、監督員の指示により完成図、完成写真を提出する。

- (ア) 完成図 サイズ・部数は協議の上決定
- (イ) 工事写真、完成写真 部数は協議の上決定

(16) 質疑

工事施工上または製作上、不審な点あるいは設計図・仕様書等に疑義のある場合は、監督員に申し出てその指示に従う。

(17) 保証

工事完成引渡し後、2年以内に施工または機材の不良に基づく事故等が発生した場合は、無償で補修または取替えるものとする。

(18) 支払条件

本工事はゼロ債務工事であり、契約締結年度には前払金の支払いは行わないものとする。

第2章 ポンプ井本体工

第1節 概要

(1) 施工概要

本工事の構造は、ステンレス・パネル全溶接とするもので、コンクリート基礎に鉄骨架台を設置し、この上にパネル及び補強材を組立てる。

(2) 形状寸法

| | |
|---------|--|
| (ア) 容 積 | 30.0 m ³ |
| (イ) 寸 法 | ポンプ井 3,500×6,000×2,000H ポンプ室 5,000×6,000×2,000H |
| (ウ) HWL | + 30.028 |
| (エ) LWL | + 28.528 |
| (オ) その他 | 設計図による |

(3) 耐震設計基準

| | |
|------------|------------------|
| (ア) 設計水平震度 | Kh2=0.77 (1種地盤時) |
|------------|------------------|

(4) 積雪

| | |
|---------|-------|
| (ア) 積雪深 | 0.3mH |
|---------|-------|

(5) 本体材料

| | | |
|-------------|------|-----------|
| (ア) 底 板 | 5.0t | SUS304A |
| (イ) 側板 1 段目 | 2.0t | SUS444 |
| (ウ) 側板 2 段目 | 1.5t | SUS329J4L |
| (エ) 天 井 板 | 1.5t | SUS329J4L |

※板厚・材質は、ポンプ井の性能に関わる為、厳守の事。

使用材料は、「JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯、JIS G 4304 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯、JIS G 4321 建築構造用ステンレス鋼材による SUS329J4L、SUS444、SUS304、SUS304A」によること。

(6) 受台材料

- (ア) C-150×75×6 SUS304
(イ) H-125×125×6.5×9, C-150×75×6.5, C-100×50×5, L-75×75×6 SS400

(7) 溶接棒

溶接棒は「IS Z 3321 溶接用ステンレス鋼溶加棒, リットリヤ及び鋼帯, JIS Z 3323 ステンレス鋼アーク溶接 フラックス入りリヤ及び溶接棒」による。

(8) 構造・形式

- (ア) ステンレスパネルの形状は、中心部を膨らませ、内、外圧に強い構造とし、ステンレス板をバルジプレスで成型したパネルを溶接にて接合し、組立てたものとする。
- (イ) ステンレスパネルの形状の標準は、1000 mm×1000 mm、1000 mm×500 mm、500 mm×500 mmとするもので、縁端は内側に 30 mm程度折曲げる。この折曲面は、各パネルが均一に接合できるよう平滑であること。
- (ウ) パネルの溶接はすべて耐震性及び防水性を考え、内面の折曲げ端部全ラインとする。
- (エ) ポンプ井のパネル材質は、天井及び側最上部は、SUS329J4L とし他は SUS444・SUS304 とする。
- (オ) 水槽の補強は、ステンレス製鋼材とし内部補強方式とする。天井版と底板と側版及び柱、梁で構成するものとし、溶接接合とする。
- (カ) 水槽内部の気相部に使用する補強材は SUS329J4L とし、液相部に使用する補強材は SUS304 とする。
- (キ) 受台部は周材を SUS304 とし、その他を SS400 とし、溶融亜鉛メッキ仕上げ (HDZT49 以上) とする。
- (ク) 保温は 30mm発泡ポリスチレンの上 0.8mmアルミラッキングとする。
- (ケ) 接合方法は、ステンレス溶接 (TIG 溶接) にておこなう全溶接構造とする。
- (コ) 池底は、凹凸のないフラット構造とする。
- (ク) 天井・側板は防眩仕様とする。

(9) 付帯設備

- | | | |
|-----------|-------|-----------|
| (ア) マンホール | φ 600 | SUS329J4L |
| (イ) 通気口 | 100A | SUS329J4L |
| (ウ) 外タラップ | W450 | SUS304 |
| (エ) 内タラップ | W370 | SUS329J4L |
| (オ) 手摺 | 1100H | SUS304 |
| (カ) 庇 | W1500 | SUS304 |
| (キ) 電極座 | 100A | SUS329J4L |

(10) 設備配管

| | | |
|-------------|------|--|
| (ア) 流入管 | 80A | SUS329J4L、SUS304/JIS10K FF (SUS304) |
| (イ) 流出管 | 80A | SUS304/JIS10K FF (SUS304) |
| (ウ) 越流管 | 80A | SUS304/JIS10K FF (SUS304) (ルーズ) |
| (エ) 排水管 | 80A | SUS304/JIS10K FF (SUS304) |
| (オ) サンプリング管 | 20A | SUS329J4L/JIS10K FF (SUS304)、JIS10K FF (SUS316) (ルーズ)、ソケット |
| (カ) 貫通管 | 100A | SUS304 |

(11) 材料証明書

(ア) 主要構成部材については、ミルメーカーの発行する材料証明書を提出すること。

(12) 溶接工

(ア) 本ポンプ井の溶接作業に従事する溶接士は、JIS Z 3821 (ステンレス鋼溶接技術検定における試験方法及び判定基準) による技量試験に合格した者とする。

(13) 非破壊試験

① 浸透探傷法

毛細管現象という原理を利用して溶接部に欠陥が無いかを検出する。

赤色の浸透液が亀裂や穴に浸透し、減少時に欠陥内に残っている浸透液が毛細管現象により現像液の隙間に吸い上げられて表面に赤色模様が出現を観察することにより検知する。

② 蛍光探傷法

側板溶接部の反対側に蛍光液を噴霧し、溶接面の通過する液体の漏れ及び箇所を、側板溶接面の表面に照射灯 (ブラックライト) を当て緑蛍光色の有無を観察することにより検知する。

第3章 検査

第1節 材料の検査

- (1) 材料はすべて、工事現場へ搬入直後、検査願書を提出の上、監督員の検査を受けるものとする。
- (2) 監督員が必要と認めた場合、又は工作物仕上げなどの都合上、止むを得ない場合は、搬入以前に監督員の検査を受けるものとする。
- (3) 搬入材料が見本品と異なり、又は JIS・JAS・JWWA 等合格品であっても不良品と認めた場合は、直ちに優良品と交換し、監督員の承認を得なければならない。

第2節 中間・一部完成・完成検査

中間・一部完成・完成検査は、工事検査員が設計書、工事記録写真、竣工図(中間検査の場合は除く)、工事関係書類により検査するものとする。
この場合、受注者は検査に必要な器具を用意し、係員を配置しなければならない。

第3節 他事業体の検査

官公庁および電力会社等の検査を必要とするときは、予め監督員の承認を受けてすべての手続きを代行するものとする。

特記仕様書

(機械・電気設備)

第1章 総則

第1節 適用

1. 本特記仕様書は、相川ポンプ更新工事（機械・電気設備）に適用する。
2. 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・水道工事共通仕様書（令和7年4月）広島県水道広域連合企業団三原事務所
 - ・土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島県
 - ※ 土木工事共通仕様書は「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・水道工事標準仕様書（平成22年）日本水道協会
 - ・その他関連規格類
 - ・ただし、設計書及び設計図面に特別な記載がある事項並びに特記仕様が付加された事項についてはこの限りではない。

第2節 現場代理人の常駐義務の緩和

1. 監督員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。
 - 1) 請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）未満
 - 2) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - 3) 建設工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
 - 4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
 - 5) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業が行われていない期間
 - 6) その他、特に発注者が認めた期間

第3節 現場代理人の兼務

1. 受注者は、前節1)に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、別記様式「現場代理人の兼務について（申請）」に必要な書類を添付して、他の公共

工事（道路維持修繕業務委託（路線委託）（以下「路線委託」という。）を含む。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

- 1) 兼務する工事箇所がすべて三原市内であり、各現場の相互の間隔は、直線で10km以内（130万円以下の工事を除く）とする。
- 2) 兼務する工事件数が本件を含め5件（災害復旧工事を含む場合）以内であること。ただし、通常工事の兼務件数は3件以内であること。
- 3) 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
2. 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を通知する。このとき、兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しの提出を求めることがある。
3. 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、承認を取消すものとする。
 - 1) 兼務の承認後、変更契約（指示書等を含む。）により、請負契約が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円）となったとき。
 - 2) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき。
 - 3) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき。
 - 4) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき。
 - 5) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき。
4. 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。
5. 現場代理人を兼務することとなった場合は「工事管理状況報告書」により、それぞれの工事の監督員に、毎週指定の日までに報告書を提出すること。

第4節 主任技術者の配置要件等

共通仕様書第1編1.2.4 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「配置要件」及び「誓約書」については、入札条件又は入札公告に定める配置技術者の兼務の要件に従うこと。

第5節 現場管理

1. 受注者は工事現場内において、監理技術者、主任技術者（下請けを含む）に工事名、工期、顔写真、所属会社名及び証明印の入った名札を着用するものとする。
2. 工事の施工については、場内の構造物を損傷させないように十分注意すること。万一損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告し、監督員の指示に従い受注者の負担において速やかに原形復旧すること。
3. 機器の搬入、搬出については、既設設備及び搬入する機器を損傷させないように施工箇所周囲等に養生を施し、細心の注意を払って行うこと。また、搬入搬出方法については現場に合った最善の方法を検討し、監督員に計画書を提出すること。
4. 受注者は工事現場が隣接し、または同一場所において施工する別途工事がある場合は常に相互協調し十分調整の上、工程、施工管理等に努める

こと。

5. 受注者は工事現場内の労働安全に留意し、風紀及び衛生の取締りならびに火災、盗難、その他事故防止について責任を持って十分な注意を払うこと。

第6節 諸法令の順守等

1. 本工事の施工にあたり、受注者は関係諸法令を遵守し、工事に必要な届出、手続き、申請等は受注者が代行し、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

2. 本工事にて準拠すべき規格並びに基準は特に記載のない事項については現行の下記によること。

- 1) 日本工業規格（J I S）
- 2) 日本水道協会規格（J W W A）
- 3) 水道施設設計指針・解説
- 4) 水道維持管理指針
- 5) 電気学会電気規格調査会標準規格（J E C）
- 6) 日本電機工業会規格（J E M）
- 7) 日本電線工業会規格（J C S）
- 8) 電気設備に関する技術基準を定める省令（経済産業省令）
- 9) 内線規程（電気技術基準調査委員会編）
- 10) 労働基準法
- 11) 労働安全衛生規則
- 12) 公共建築工事標準仕様書・標準図・工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
（建築工事編・機械設備工事編・電気設備工事編）
- 13) その他関係法規

第7節 施工体系図

受注者は、土木工事共通仕様書第1編1-1-1-10第2項によるほか、下請負契約を締結したときは、遅延なく施工体系図を作成し、監督員へ提出すること。

第8節 図面

実際の図面と縮尺が異なる図面（縮小図面）については、契約締結後、受注者に対し、関係図面の原図又はデータを貸与する。

第9節 提出書類

1. 提出書類及び部数は広島県水道広域連合企業団三原事務所において定めているもの及び監督員の指示によるものとする。なお、これらに要する費用はすべて受注者の負担とする。
2. 主要機器等については、監督員と本仕様書及び設計図に基づく設計製作に関し詳細な打合せを行い、承認図を作成し提出すること。
 - 1) 各機器製作図
 - 2) 機器配置図
 - 3) 単線結線図
 - 4) 計装フロー図
 - 5) 展開接続図
 - 6) 各種計算書・検討書等
 - 7) その他監督員が指示するもの
3. 本工事に使用する機器、諸材料等は見本品又はカタログ等の承認図を提出し、監督員の承諾を受けること。また、設計図書等に記載された型番等は参考とし、同等品以上を使用すること。
4. 本工事完了後、完成図書（金文字黒表紙）を3部作成し監督員に提出すること。また、完成図書一式を電子データとし提出すること。（図面はJW-CADデータ及び完成図書はPDFデータに変換し提出すること。）
 - 1) 竣工図
 - 2) 施工図
 - 3) 機器完成図
 - 4) 取扱説明書
 - 5) 各種機器試験成績書
 - 6) 現地試験調整成績書
 - 7) 官公署届出書類
 - 8) その他必要なもの
5. 工事写真
工事の進捗状況や工事完了後の状況確認が不可能な部分及び監督員が必要と指示した部分について工事等の状況を示す写真を撮影し、作業完了後、速やかに監督員に提出すること。

第2章 施工条件

第1節 作業時間等

作業時間は、月曜日から金曜日の8時30分から17時00分までの間とし、土日祝日は休工とする。やむを得ず、作業をおこなう場合は監督員と協議すること。(場内への入場は8時以降とする。)

第2節 施設の運用停止可能時間

本工事の施工にあたっては、1回の断水時間は6時間以内とする。もしこの時間を超えて停止する必要がある場合は監督員と協議を行い、指示する時間内に施工すること。また、このために必要な仮設備及び仮配線等は受注者の負担にて施工すること。

第3節 仮設物

受注者詰所、工作小屋、資材置場及び足場等の仮設物を設置する場合は、その設置位置及びその他について監督員の承諾を受けること。

第4節 工事用電力、用水、電話等

工事用の電力、水、電話等に必要な仮設物は受注者がその手続きをし、設置および撤去までを行うものとする。なお、これらの費用はすべて受注者の負担とする。ただし、監督員が承諾した場合は既存設備を使用することができる。また、試験および試運転等に必要な電力および用水は支給する。

第5節 建設副産物

1. 特定建設資材廃棄物（アスファルト殻・コンクリート殻）

アスファルト殻・コンクリート殻については、原則として再生合材施設に搬入することとし、これにより難しい場合は、別途協議すること。

第3章 施工管理

第1節 工程管理

受注者は、1週間分の工事日報を翌週の月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）までに、その週の週間工程とあわせ提出するものとする。また、添付書類について監督員から補足を求められた場合は、直ちに提出しなければならない。

第2節 検査及び試験

1. 受注者は本工事において広島県水道広域連合企業団三原事務所が行う検査を受け、これに合格しなければならない。なお、これらの成績は受注者にて作成し、監督員に提出すること。
2. 本工事における検査（工場検査・完成検査）及び試験の詳細については監督員との打合せによるものとする。
3. 主要機器については、工場検査を行うものとするが、メーカー等の試験成績書等で確認できる場合は監督員の承諾を受けた場合は省略すること

ができる。

4. 検査及び試験に要する一切の費用はすべて受注者の負担とする。ただし、広島県水道広域連合企業団三原事務所職員の派遣費等は含まない。

第3節 工事立会

受注者は、水中、地下等に埋設する工事、その他工事完了後外部から明視できなくなる箇所を施工するとき、または重要な工事段階において施工する場合は監督員の指示に従い、立会いのもと施工すること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りではないが、工事状況等を撮影し、その都度監督員に提出しなければならない。

第4節 その他

1. 本設計書における配置図などは参考資料であり、現場をよく調査・検討した上で詳細な施工図などを監督員に打合せ簿により提出し、承諾を受けること。
2. 本設計図書等は設計の概要を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記無くとも受注者の負担において完全に施工すること。
3. 建築構造、機械設備等のとり合いの関係でおこる機器の位置及び配線路等の軽微な変更が生じた場合については、監督員と打合せの上、請負金額の変更を行わず施工すること。
4. 工事完了後、受注者は広島県水道広域連合企業団三原事務所の指示する期間内に各機器について、専門の熟練した技術者を派遣して機器の取扱説明を行うこと。
5. 工事完了後、後片付け、清掃及び仮設物の撤去等は監督員の指示により速やかに行うこと。
6. 近接する地域住民に工事内容等を十分に周知したうえで、苦情やトラブルのないように施工に努めること。
7. 本特記仕様書及び設計図面等に明示のない事項、またはその内容に疑義が生じた場合は監督員の指示を受けること。

第4章 その他

第1節 法定外の労災保険の付保

- (ア) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- (イ) 受注者は、建設工事請負契約約款第 54 条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
- (ウ) 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

第2節 保証期間

1. 本工事の保証期間は引渡し後2年間とする。
2. 工事完了後、受注者の設計製作の不備、材料不良及び工事の不完全に起因すると判定される故障、または性能、機能上の不備欠陥を生じた場合には、受注者の負担において速やかに広島県水道広域連合企業団三原事務所の指示するとおりに修理または新品と取替を指示する期間内に完了すること。なお、保証期間後といえ、機器の欠陥等が見つかった場合には受注者は無償にて速やかに広島県水道広域連合企業団三原事務所の指示するとおりに修理または新品と取替を行うこと。
3. また、設計工作及び部品の不良等に起因する事故に対して、その因によっては受注者が責任を負うものとする。

第3節 支払条件

1. 本工事はゼロ債務工事であり、契約締結年度には前払金の支払いは行わないものとする。

機械設備

第1節 概要

1. 概要

本設備は、相川ポンプ所送水ポンプ設備及び配管・機器の新設工事であり、設計図書に示された設備の目的、使用条件などに対して確実に機能を発揮できるよう、設計・製作・据付及び試験等の一切を施工するものである。

第2節 ポンプ設備

1. 機械構成

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 送水ポンプ | : 2 台 |
| (2) 逆止弁（無水撃型） | : 2 台 |
| (3) 手動仕切弁 | : 7 台 |
| (4) 定水位弁 | : 1 台 |
| (5) 電磁流量計 | : 1 台 |
| (6) 次亜塩素注入ユニット | : 1 台 |

2. 機器詳細仕様

(1) 送水ポンプ

1) 一般事項

本ポンプは横軸多段渦巻ポンプであって、偏流や旋回流が生じないもので、振動や騒音が少なく円滑に運転ができるとともに、設計図書に示す水利条件に対してキャビテーションの発生もなく、高頻度、長時間の連続運転に耐え、耐摩耗性及び耐食性に優れた構造とする。ウォーターハンマー計算書を作成のこと。

2) 機器仕様

| | | | |
|---|---|-------------------|------------------------|
| 形 | 式 | 片吸込多段渦巻きポンプ | |
| 口 | 径 | φ 65 mm | |
| 流 | 体 | 上水 | |
| 吐 | 出 | 量 | 0.330m ³ /分 |
| 揚 | 程 | 73.2m | |
| 動 | 力 | 11kW×4P×220V×60Hz | |
| 台 | 数 | 2 台 | |

3) 構造

- ① 本ポンプは、本項によるほか JIS B 8313 (小型渦巻ポンプ) によるものとする。
- ② ポンプは、衝撃、摩耗及び腐食に対レ、十分余裕のある厚みのものとする。
- ③ 運転中は振動、騒音を生じることなく、長時間の連続運転に対しても十分耐える堅ろうな構造のものとする。
- ④ 主軸は長時間連続運転に耐え、伝達トルク及び振り振動に対しても十分な強度を有するものとする。
- ⑤ 軸封部は、無注水メカニカルシール方式又はグランドパッキン方式 (自己封水) とする。
- ⑥ 軸受はころがり軸受を使用するものとし、十分な強度を有レ、分解組立てが容易な構造とすること。
- ⑦ 軸継手等の露出回転部分には、危険防止用の保護カバーを設けること。
- ⑧ 配管との接続フランジは、JWWA B 122 (10K) に準ずること。

4) 材質

主要部の材質は、次のものを標準とする。

- ① ケーシング : FC200/FC250 以上
- ② 羽 根 車 : CAC406 または同等品
- ③ 主 軸 : SUS403 または同等品

5) 付属品

付属品は1台につき、次のものを標準とする。

- ① 共通台床 : 1 式
- ② 軸継手及び軸継手カバー : 1 式
- ③ 空気抜き弁、ドレン抜き弁 : 1 式
- ④ 吐出側圧力計 (バルブ、小配管含む) : 1 式
- ⑤ 連成計 (バルブ、小配管含む) : 1 式
- ⑥ 基礎ボルト、ナット (SUS304) : 1 式
- ⑦ 分解工具 (2 台に付) : 1 式
- ⑧ その他必要品 : 1 式

6) 予備品

ポンプ 1 台につき、次のものを標準とする。

無注水メカニカルシール又はグランドパッキン（自己封水） 1 台分

7) 塗装

ポンプには原則として次の塗装を施す。ただしステンレス鋼その他のさびを生じない材質の部分、すり合わせ部及びはめ合部は、塗装をしない。

なお、塗装仕様は、「水道工事標準仕様書Ⅱ機械設備工事編 13 塗装」に準拠する。

①接水部（本体内面）

水道用液状エポキシ樹脂塗装、水道用無溶剤形エポキシ樹脂粉体塗装又はエポキシ樹脂粉体塗装。ただし内面が塗装できないケースは監督職員と協議すること。

②前号以外の部分

エポキシ樹脂系塗装

(2) 逆止弁

1) 一般事項

本弁はポンプの吐出側に設け、ポンプ停止の場合の逆流を防止するものである。

2) 機器仕様

| | |
|----------|----------------------|
| ① 形 式 | リフト式無水撃型逆止弁（無送水検知器付） |
| ② 口 径 | φ 75 mm |
| ③ 使用 圧 力 | 0.73MPa（ポンプ吐出圧力） |
| ④ フランジ規格 | JIS 10K R. F |
| ⑤ 台 数 | 2 台 |

3) 構造

- ① ケーシング及び弁体は良質な鋳鉄製品とし、腐食及び摩耗を考慮すること。
- ② 弁と弁座には、耐摩耗性、耐衝撃性を有するゴムを使用し、正確に閉塞が行い得るものとする。
- ③ 弁軸は、ステンレス製としケーシング貫通部より漏水しないこと。

4) 材質

- ① 弁箱 : FCD450 又は同等品
- ② 弁体 : SCS13 又は同等品
- ③ 弁棒 : SUS403、SUS304 又は同等品

5) 付属品

- ① 無送水リミットスイッチ
- ② その他必要なもの

(3) 手動仕切弁

1) 一般事項

本弁はポンプの吐出側に設け、耐摩耗性及び耐食性に優れた構造とする。

2) 機器仕様

- ① 形式 水道用ソフトシール仕切弁 手動外ねじ
- ② 口径 ϕ 75 mm
- ③ 使用圧力 ϕ 75 mm : 吸込側 0.03MPa (相川ポンプ所受水槽最高水位の水頭)
 ϕ 75 mm : 吐出側 0.73MPa (ポンプ吐出圧力)
 ϕ 75 mm : 受水槽流入管部 0.5MPa (ポンプ吐出圧力)
- ④ フランジ規格 JIS 10K R. F
- ⑤ 数量 ϕ 75 mm : 7 台 (ポンプ吸込側 2 台、ポンプ吐出側 3 台、受水槽流入部 2 台)

3) 材質

- ① 弁箱、ふた : FCD450 又は同等品
- ② 弁体 : FCD450(合成ゴムライニング) 又は同等品
- ③ 弁棒 : SUS403、SUS304 又は同等品

4) 塗装

内外面はエポキシ樹脂粉体塗装とする。

(4) 定水位弁

1) 一般事項

本弁は、受水槽の流入管に設置し、受水槽水位を一定量保つために付属するボールタップまたは電磁弁によって流入の開閉を行うためのものである。

2) 機器仕様

| | |
|----------|------------------|
| ① 形 式 | 定水位弁 |
| ② 口 径 | φ 80 mm |
| ③ 適用 圧 力 | 0.035MPa～0.75MPa |
| ④ フランジ規格 | JIS 10K |
| ⑤ 数 量 | 1 台 (受水槽流入側 1 台) |

3) 構造

- ① 本弁は受水槽流入側の水平配管に設け、耐摩耗性及び耐食性に優れた構造とする。
- ② 開閉動作は、副弁（ボールタップまたは電磁弁）によるものとする。
- ③ 配管との接続は、フランジ接続（3 種：10K）とする

4) 材質

| | |
|-------|-------------------|
| ① 本 体 | : FC 又は同等品 |
| ② 要 部 | : C3604・NBR 又は同等品 |

5) 付属品

| | |
|-----------------|-------|
| ① ボールタップ、電動ボール弁 | : 1 式 |
|-----------------|-------|

(5) 電磁流量計

1) 一般事項

本弁は受水槽流入側の配管に設け、耐摩耗性及び耐食性に優れた構造とする。

2) 機器仕様

| | |
|-------|-------------|
| ① 形 式 | 積算体積計 ウエハー型 |
|-------|-------------|

- | | |
|----------|------------------|
| ② 口 径 | φ 80 |
| ③ 使用 圧 力 | 0.5MPa (ポンプ吐出圧力) |
| ④ 数 量 | 1 台 |

3) 材質

- | | |
|-------|----------------|
| ① 計測管 | : SUS316 又は同等品 |
|-------|----------------|

(6) 次亜塩素素注入ユニット

1) 一般事項

受水槽流入側の配管に設け、次亜塩素酸を注入するものである。

2) 機器仕様

- | | |
|---------|------------------|
| ① 形 式 | 薬液タンク、注入ポンプ一体型 |
| ② 薬液タンク | 容量 100L PE 製 |
| ③ 注入ポンプ | 電磁駆動式薬液定量ポンプ 2 台 |
| ④ 数 量 | 1 台 |

第 6 章 据付配管工事

第 1 節 一般事項

1. 適 用

本工事は、相川ポンプ所送水ポンプ更新工事に伴う据付配管工事に適用する。本工事の据付工事工程などをあらかじめ監督職員と打合せを行い、施工すること。また、水道工事標準仕様書「設備工事編」（日本水道協会）によるものとする。

2. 施工図

工事の施工に先立ち、施工の際に必要な機器据位、スリース箱抜き等の図面を提出し、監督員の承諾を受けること。

また、同一揚所において施工する別途工事がある場合は取合い関係等の図面を作成し、速やかに他工事請負業者と取合いを行うこと。

配管工事

1. 施工範囲

- 1) 第5章に記載する機器の製作及びそれに関する据付・配管工事及び試運転調整工事
- 2) 機器据付基礎等築造工事
- 3) その他上記に伴う諸工事

2. 配管

1) 配管仕様及び施工範囲

| 番号 | 配管名称 | 材質 | 口径 | 施工範囲 | 備考 |
|----|----------------------------|--------|--------|------|----|
| 1 | ポンプ吸込配管 | SUS304 | 80A | 図面参照 | |
| 2 | ポンプ吐出配管 | SUS304 | 65～80A | 〃 | |
| 3 | 前塩素サンプリング管、 次亜塩素注入管、手洗管 | SUS304 | 20A | 〃 | |
| 4 | 排水管 | SUS304 | 50A | 〃 | |

2) 特記事項

- (1) 詳細は、設計図書によるものとする。
- (2) 主配管材料
 - ア. 主配管の製作加工の規格は、日本水道協会規格（JWWA）および日本工業規格（JIS）に準ずること。
- (3) 配管継手
 - ア. 異種管接続する部分は絶縁継手等を使用すること。

3. 鋼製加工品類

1) 鋼製加工品仕様及び施工範囲

| 番号 | 名称 | 設置場所 | 主寸法 | 材質 | 数量 | 備考 |
|----|------|------|------|--------|----|----|
| 1 | 配管架台 | ポンプ室 | 図面参照 | SUS304 | 1式 | |
| | | | | | | |

2) 特記事項

- 詳細は、設計図書によるものとする。

4. 基礎工

1) 基礎工仕様及び施工範囲

| 番号 | 基礎名称 | 設置場所 | 主寸法 | 数量 | 備考 |
|----|---------|------|------|-----|----|
| 1 | 送水ポンプ基礎 | ポンプ室 | 図面参照 | 2台分 | |
| | | | | | |

2) 特記事項

詳細は、設計図書によるものとする。

送水ポンプ基礎は、以下の仕様とする。

- ① コンクリート 普通 21-8-20-BB(W/C60%以下)
- ② 鉄筋 D13

第7章 土木工事

第1節 一般事項

1. 適用

本工事は、相川ポンプ所送水ポンプ更新工事に伴う土木工事に適用する。本工事の施工工程などをあらかじめ監督職員と打合せを行い、施工すること。

2. 施工範囲

- 1) 第6章（第2節 4. 基礎工）に記載するポンプ設置の基礎工事。
- 2) その他上記に伴う諸工事。

第8章 電気計装設備

第1節 一般事項

1. 概要

本設備は、相川ポンプ所送水ポンプ工事の電気計装設備の更新を行うためのものである。

2. 設備機器構成

- | | |
|---------------------|----|
| 1) 引込開閉器盤 | 1面 |
| 2) ポンプ制御盤 | 1面 |
| 3) 無停電電源装置 (UPS) | 1台 |
| 4) 非常通報装置 | 1台 |
| 5) 投込圧力式水位計 (相川配水池) | 1式 |
| 6) 残留塩素計 | 1基 |

第2節 機器仕様

1. 引込開閉器盤

- | | | |
|-----------|-----------------------|----|
| 1) 形式 | : 屋外壁掛形前面扉式 SUS製 | |
| 2) 概略寸法 | : W700×H1000×D200(参考) | |
| 3) 数量 | : 1面 | |
| 4) 盤面取付機器 | : 名称銘板 | 1式 |
| | のぞき窓 | 1式 |
| | その他必要なもの | 1式 |
| 5) 盤内取付機器 | : 漏電遮断器 ELCB 3P 100AT | 1台 |
| | 漏電遮断器 ELCB 3P 50AT | 1台 |
| | 電力量計取付スペース | 1式 |
| | 変流器取付スペース | 1式 |
| | オートリセットブレーカ | 1式 |
| | その他必要なもの | 1式 |

2. ポンプ制御盤

- | | | |
|-----------|------------------------------|-----|
| 1) 形式 | : 屋内自立密閉形 鋼板製 | |
| 2) 寸法 | : W1000×H1700×D400(参考) | |
| 3) 入力電圧 | : 3φ3W 220V 60Hz | |
| 4) 数量 | : 1面 | |
| 5) 盤面取付機器 | : 名称銘板 | 1式 |
| | 電圧計、電圧切替スイッチ | 1個 |
| | 電流計、電流切替スイッチ | 2個 |
| | 運転時間計 | 2個 |
| | 操作スイッチ | 5個 |
| | 切替スイッチ | 6個 |
| | 押釦スイッチ | 2個 |
| | 集合表示灯 (20窓用) | 1式 |
| | 受水量計、積算計 | 1個 |
| | 排水量計、積算計 | 1個 |
| | 水位計 | 1個 |
| | 残留塩素濃度計 | 1個 |
| | その他必要なもの | 1式 |
| 6) 盤内取付機器 | : 漏電用遮断器 ELCB 3P | 2個 |
| | 配線用遮断器 MCCB 2P | 12個 |
| | スターデルタ回路 (11kw用) | 2組 |
| | 進相コンデンサ 150μF | 2個 |
| | 電磁接触器 | 4個 |
| | 単相トランス 3kVA 220/210/200:105V | 1個 |
| | サーキットプロテクタ | 4個 |
| | 変流器 | 1式 |
| | 避雷器 | 1式 |
| | 補助継電器・タイマー類 | 1式 |
| | スペースヒーター・盤内灯・コンセント | 1式 |

端子台及び盤内配線
その他必要なもの

1 式
1 式

3. 無停電電源装置 (UPS)

- 1) 形 式 : 据付式無停電電源装置
- 2) 寸 法 : W450×H450×D90(参考)
- 3) 運転方式 : 常時インバータ給電方式
- 4) 交流入力 : 単相 2 線 100V

4. 非常通報装置

- 1) 形 式 : C S D J - B
- 2) 寸 法 : W210×H300×D85(参考)
- 3) 回 線 数 : 1 回線
- 4) 信 号 項 目 : デジタル 12
アナログ 4
- 5) そ の 他 : 設置架台 SS400

5. 水位計(相川配水池)

- 1) 形 式 : 投込圧力式水位計
- 2) 測 定 範 囲 : 0~10m
- 3) 電 源 : AC100V

6. 残留塩素計(前塩素計)

- 1) 形 式 : F R D 3 ((株)オーヤラックス製)
- 2) 測定範囲 : 0~3mg/L
- 3) サンプル流量 : 0.1~2.5L/min
- 4) そ の 他 : ボール弁と減圧弁によりサンプリング量を一定にすること

第9章 据付配線工事

第1節 一般事項

1. 適用

本工事は、相川ポンプ所送水ポンプ更新工事に適用する。本工事の据付配線工事工程などをあらかじめ監督職員と打合せを行い、施工すること。また、水道工事標準仕様書「設備工事編」〈日本水道協会〉によるものとする。

2. 施工図

工事の施工に先立ち、施工の際に必要な機器据付、配管配線、スリーブ、箱抜き等の図面を提出し、監督員の承諾を受けること。また、同一場所において施工する別途工事がある場合は取合い関係等の図面を作成し速やかに他工事請負業者と取合いを行うこと。

3. その他

受電に伴う工事に必要な届出、手続き、申請等は受注者が代行し、速やかに電力会社と協議を行うこと。また、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

第2節 施工範囲

1. 第8章に記載する機器の製作及びそれに関する据付・試運転調整工事
2. 上記記載の盤機器及び各機器間の動力・制御・計装ケーブルの配線、配管工事
3. 機器据付基礎及び計装機器架台取付工事
4. 低圧引込工事
5. 照明の据付及び基礎工事
6. 工事期間中の送水ポンプ等の運転に必要な工事（第3節 仮設工事を参照）
7. その他上記に伴う諸工事

第3節 仮設工事

1. 工事概要

ポンプ操作盤等の工事期間中、必要な場合、送水ポンプ等の運転の電源確保、仮設配線を行うものとする。

2. 工事概要

受注者は仮設計画を監督員に提出し承諾を受けた上で施工すること。

3. 仮設材料

- 1) 前項の仮設工事に伴うケーブル材
- 2) その他仮設に必要なとなる材料

1 式

1 式

特記仕様書

(土木工事)

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、相川ポンプ所更新工事（土木工事）に適用する。
 - 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・水道工事共通仕様書（令和7年4月）広島県水道広域連合企業団三原事務所
 - ・土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島県
- ※ 土木工事共通仕様書は「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
- ・水道工事標準仕様書（平成22年）日本水道協会
 - ・その他関連規格類

第2節 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- 2 受注者は、建設工事請負契約約款第54条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督員に提示しなければならない。
- 3 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

第2章 施工条件

第1節 工程

- 1 関係機関との協議

| | |
|------|-------------------|
| 協議内容 | 道路管理者（三原市）と協議のこと |
| 範囲 | 市道区域内 |
| 協議内容 | ゴミ収集業務（三原市）と協議のこと |
| 範囲 | 市道区域内 |
- 2 関連する別途工事

| | |
|--------|--------------------|
| 工事名 | 相川ポンプ所造成工事 |
| 影響箇所 | 工事区域内 |
| 他工事の内容 | 敷地造成等 |
| 時期 | 令和8年2月から令和8年7月（予定） |
- 3 施工時期・時間の制限

| | |
|------|-------|
| 施工内容 | 残土運搬 |
| 時期 | 全工事期間 |

| | | |
|---|------------------|--|
| | 時間 | 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 (作業可能時間) |
| | 施工方法・理由 | 搬入路が通学路であるため、登下校時間は工事用車両の通行を行わないこと。 |
| 4 | 地下埋設物・埋蔵文化財の事前調査 | |
| | 調査項目 | 地下埋設物 |
| | 調査時期 | 必要に応じて、工事施工前に試掘を行うこと。(支障物件が発見された場合は、監督員と協議すること。設計変更の対象とする) |
| | 協議 | 地下埋設物の占有者間協議は、工事着手前に受注者が行うこと。 |
| | 立会 | 必要に応じて、当該地下埋設物の管理者に立会を求めること。 |

第2節 用地

| | | |
|---|-------|-----------------|
| 1 | 現場の復旧 | 原形復旧とする。 |
| 2 | 借地 | 受注者の責において借地のこと。 |
| | 場所 | 指定しない。 |
| | 期間 | 指定しない。 |
| | 使用条件 | 指定しない。 |
| | 復旧方法 | 指定しない。 |

第3節 公害対策

| | | |
|---|---------|---|
| 1 | 事前・事後調査 | |
| | 調査区分 | 事前・事後及び工事施工中も大きな被害がある旨の申し出を受けた場合、監督員と協議の上調査すること。(設計変更の対象とする。) |
| | 調査時期 | 施工前・施工中・施工後(1ヶ月以内) |
| | 調査内容 | 柱、屋根、壁、基礎、建具等の傾斜、損傷状況 |
| | 範囲 | 工事範囲 |

第4節 安全対策

| | | |
|-----|---|---|
| 1 | 交通誘導員・警戒船・保安要員 | 掘削、解体等作業期間、交通誘導員を配置すること。 なお、参考数量に記載した交通誘導員の数量は工事期間中、適正に安全を確保することを目的として算定したものである。 |
| 2 | 架空線の防護 | |
| (1) | 工事区域上空の架空線の防護管に要する費用については、現在見込んでいない。ただし、架空線等事故防止対策簡易ゲートに要する費用については、安全費として共通仮設費率に含んでいる。 | |
| (2) | 架空線に近接した工事の施工にあたって、架空線管理者又は防護管施工会社(以下、「架空線管理者等」という)との協議により、架空線管理者等から防護管に要する費用負担を求められた場合、工事打合せ簿により監督員と協議し、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象として認められる場合は、架空線管理者等からの見積書を提出すること。 | |

第5節 工事用道路

1 一般道路

| | |
|----------|--|
| 搬入経路 | 指定しない。 |
| 使用期間 | 工事施工期間 |
| 使用時間 | 8：30～17：00 |
| 工事中・後の処置 | 随時 清掃、工事後 舗装欠損部補修（工事前・後の写真により監督員と協議すること。設計変更の対象とする。） |

第6節 建設副産物

1 建設発生土(搬出)（建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積））

当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）のいずれかに搬出するものとする。

また、搬出先として、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）を見込んでいます。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

2 産業廃棄物の場外保管

当該工事により発生する産業廃棄物を事業場の外（建設工事現場以外の場所）において300m²以上の面積で保管する場合には、保管場所を所管する都道府県知事又は政令市長に事前の届出を行うこと。また、届出事項を変更する場合は事前に変更届を、保管をやめたときは30日以内に廃止届を提出すること。

ただし、産業廃棄物処理業等の許可施設における保管は届出対象外とする。

第7節 建設副産物の取り扱いについて

建設副産物 本工事における建設副産物の取扱いについては、水道工事共通仕様書 1.1.19 建設副産物（再生資源利用計画）、（再生資源利用促進計画）及び（実施書の提出）によらず、次のとおり取り扱う。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト 混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次の URL を参考に作成すること。 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

第8節 その他

1 工事用機資材の仮置き

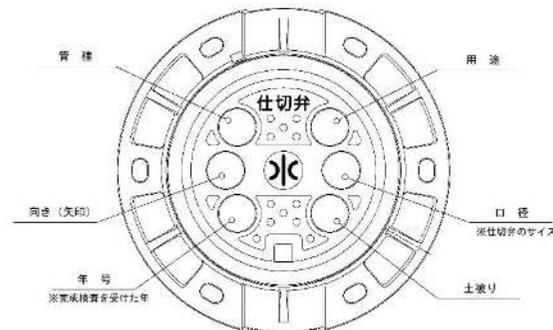
- | | |
|------|----------------------------|
| 場所 | 指定しない。 |
| 期間 | 指定しない。 |
| 保管方法 | 指定しない。ただし、資材の品質管理対策を講じること。 |

第3章 その他

第1節 施工管理

1 弁類

- (1) 弁類台帳等(仕切弁・空気弁・消火栓・既設連絡部)は、監督員との協議のうえ、必要に応じて作成するものとする。作成するに至った場合は、その設置位置を管理するためにオフセット写真を提出するものとする。
- (2) 弁類(消火栓も含む)の受枠(下枠)の微調整については、原則として無収縮モルタルを使用するものとする。また、レジンコンクリート及び鋳鉄製の受枠については、調整リング(再生)を使用しなければならない。
- (3) ねじ式仕切弁鉄蓋の設置は、調整代の中にセットした状態とし、原則として当該工事における舗装仕上げ時等の調整に用いないこと。
- (4) 丸型空気弁鉄蓋については、ロック付きとすること。
- (5) 丸型消火栓鉄蓋について、受枠がハット形以外のものを使用する場合は、レジンコンクリートボックスと受枠の隙間に必ず無収縮モルタルを充填し、一体化させること。
- (6) 多機能表示仕切弁用鉄蓋に表示する情報表示プレートは、次の通りとすること。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議すること。



注) この図は、鉄蓋のデザインを指定するものではない。

- 2 本管・給水管
 - (1) 配水管等を破損した場合は速やかに監督員に連絡し、指示を受けなければならない。また、その始末書及び事故報告書を7日以内に提出しなければならない。
 - (2) 原則、給水管布設時には第一止水栓までを布設替え対象とし、敷地内に設置しなければならない。なお、敷地内に設置が困難な場合には、所有者又は使用者に承諾を得て、官民境界の官地側で既設管と接続することとする。(設計変更の対象とする。) また、分岐写真(耐圧状況含む)を工事写真とは別に給水台帳とともに提出しなければならない。
- 3 埋戻し
管周りの埋戻し材は、処理土(改良土を含む)を使用しないこと。
- 4 舗装復旧者の表示
市道部(里道を含む。)において、舗装時に仮復旧状態の場合は「W1」、本復旧状態の場合は「W2」を表示しなければならない。なお、その規格・寸法については別紙1によるものとする。
- 5 試験・検査
本工事における試験及び検査などについては、監督員の指示に従うものとする。
- 6 サンドエロージョン対策
他の埋設物との離隔が確保することが困難なときは、原則として水道本管に保護用ブタジエンゴムシート(幅350mm・厚さ2mm)を3重巻きし、6mmの厚さに仕上げる。なお、これにより難しい場合は、ブタジエンゴム製耐摩板(幅330mm・厚さ6mm)を設置すること。
- 7 出来形管理
土工における出来形管理において、契約図書に定められていない場合は、参考図書に記載されている数値を基準値として管理すること。

第2節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』
 - (2) 上記(1)の内容について『不測の事態等が生じた場合の対応方法』
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について『現場作業に従事する者に対する周知の方法』
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第3節 その他

- 1 本設計書における配管図等は参考資料であり、現場をよく調査・検討した上で詳細な配管図等を監督員に打合せ簿により提出すること。
- 2 近接する地域住民に工事内容等を十分に周知したうえで、苦情やトラブルのないよう施工に努めること。
- 3 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項、または、その内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。
- 4 原則、路面標示は原形復旧を見込んでいるが、横断歩道部、自転車横断帯、速度規制、交差点内の誘導表示、矢印の実践と破線等の復旧について表示方法の変更や、復旧が不要となる場合があるので、復旧前に三原警察署交通課へ協議を行うこと。
- 5 本工事はゼロ債務工事であり、契約締結年度には前払金の支払いは行わないものとする。

総括情報表

| | | |
|--|--|--------------|
| <p>事務所 設計書名 変更回数</p> <p>事業名 適用単価区分 適用単価地区 単価適用日</p> <p>諸経費体系</p> | <p>相川ポンプ所更新工事</p> <p>配水施設整備 実施単価 32:三原市(旧久井町・旧大和町・佐木島を除く) 令和 8年 1月 1日付 公共</p> <p>上水道 令和07年度 構造物工事(浄水場等)</p> | |
| | <p>当 世 代</p> | <p>前 世 代</p> |
| <p>前払率 工種 イメージアップ 施工地域補正区分 契約保証補正区分</p> | <p>35%を超え40%以下 構造物工事(浄水場等) 計上しない 補正無し 発注者が金銭的保証を必要とする場合</p> | |
| | | |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| 本工事費 | 1 | 式 | | | | |
| 建築設備工 | 1 | 式 | | | Lv1 | 処: |
| 建築工 | 1 | 式 | | | Lv2 | 処: |
| 基礎工 | 1 | 式 | | | Lv3 | 処: |
| 仮設工 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 土工 | 1 | 式 | | | Lv4 | 処: |
| 地業 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 鉄筋工 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| コンクリート工 | 1 | 式 | | | Lv4 | |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| 型枠工 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 左官工事 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 建屋本体工 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 建屋資材費 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 建屋据付費 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 全工種共通仮設費 | 1 | 式 | | | Lv2 | |
| 安全費 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 安全費 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 機械設備工 | 1 | 式 | | | Lv1 | |
| | 1 | 式 | | | | |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明 細 単 価 番 号 | 基 準 |
|------------------------------|-----|-----|-----|-----|-------------|-----|
| 機器費 | 1 | 式 | | | Lv2 | |
| 機器費 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 機械設備機器 送水ポンプ、逆止弁、次亜注入ポンプ等 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 材料費 | 1 | 式 | | | Lv2 | |
| 管材料 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 吸込・吐出管 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 定水位弁副管 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 次亜注入管 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| サンプリング管 | 1 | 式 | | | Lv4 | |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| 手洗給水管 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 排水管 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 配管架台 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 保温材 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 労務費 | 1 | 式 | | | Lv2 | |
| 据付工 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 機器据付工 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 小配管据付工 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 複合工 | 1 | 式 | | | Lv3 | |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| 複合工 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 全工種共通仮設費 | 1 | 式 | | | Lv2 | |
| 安全費 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 安全費 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 場内配管工 HPPEφ75 DIP-GXφ75 | 1 | 式 | | | Lv1 | 処: |
| 管きょ工(開削) 流入管・排水管 HPPEφ75 | 1 | 式 | | | Lv2 | 処: |
| 管路土工 | 1 | 式 | | | Lv3 | 処: |
| 管路掘削 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 管路埋戻 購入土砂 | 1 | 式 | | | Lv4 | |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------------|------|-----|-----|-----|--------|-----|
| 管路埋戻 発生土 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 発生土処理 | 1 | 式 | | | Lv4 | 処: |
| 管布設工 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 流入・排水管材料 HPPE φ 75 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 水道配水用ホリエチレン管布設 φ 75 | 24.5 | m | | | Lv4 | |
| 管きょ工(開削) 流出管 DIP-GX φ 75 | 1 | 式 | | | Lv2 | 処: |
| 管路土工 | 1 | 式 | | | Lv3 | 処: |
| 管路掘削 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 管路埋戻 購入土砂 | 1 | 式 | | | Lv4 | |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------|------|-----|-----|-----|--------|-----|
| 管路埋戻 発生土 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 発生土処理 | 1 | 式 | | | Lv4 | 処: |
| 管布設工 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 流出管材料 DIP-GX φ 75 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| ダクタイル鋳鉄管布設 φ 75 | 26.4 | m | | | Lv4 | |
| 全工種共通仮設費 | 1 | 式 | | | Lv2 | |
| 安全費 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 安全費 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 電気設備工 | 1 | 式 | | | Lv1 | 処: |
| | 1 | 式 | | | | |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明 細 単 価 番 号 | 基 準 |
|--------------------------|-----|-----|-----|-----|-------------|-----|
| 機器費 | 1 | 式 | | | Lv2 | |
| 機器費 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 電気設備機器 引込開閉器盤、ポンプ制御盤等 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 材料費 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 低圧ケーブル | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 制御ケーブル | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| その他電線 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 電線管 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 電線管類 | 1 | 式 | | | Lv4 | |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| ケーブルラック | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 装柱材 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 鋼材 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 補助材料費 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 労務費 | 1 | 式 | | | Lv2 | 処: |
| 据付工 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 機器据付・配線工 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 複合工 | 1 | 式 | | | Lv3 | 処: |
| 複合工 | 1 | 式 | | | Lv4 | 処: |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|----------------------------------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| 全工種共通仮設費 | 1 | 式 | | | Lv2 | |
| 安全費 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 安全費 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 管路(配水管) HPPE φ100 2条+ケーブル同時埋設 | 1 | 式 | | | Lv1 | 処: |
| 管きょ工(開削) | 1 | 式 | | | Lv2 | 処: |
| 管路土工 | 1 | 式 | | | Lv3 | 処: |
| 管路掘削 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 管路埋戻 購入土砂 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 管路埋戻 発生土 | 1 | 式 | | | Lv4 | |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------|-------|-----|-----|-----|--------|-----|
| 発生土処理 | 1 | 式 | | | Lv4 | 処: |
| 管布設工 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 管材料 HPPE φ 100 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| その他材料 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 水道配水用ホリチン管布設 φ 100 | 124.9 | m | | | Lv4 | |
| 付帯工 | 1 | 式 | | | Lv2 | 処: |
| 舗装版撤去工 | 1 | 式 | | | Lv3 | 処: |
| 舗装版切断 アスファルト版 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 舗装版取壊 アスファルト版 | 1 | 式 | | | Lv4 | |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| 殻運搬処理 アスファルト殻 | 1 | 式 | | | Lv4 | 処: |
| 舗装仮復旧工 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 下層路盤 再生碎石 t = 10 c m | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 上層路盤 再生粒度調整碎石 t = 12 c m | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 表層 再生密粒度アスコン t = 3 c m | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 全工種共通仮設費 | 1 | 式 | | | Lv2 | |
| 安全費 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 安全費 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 管路(送水管) DIP-GX φ 75 | 1 | 式 | | | Lv1 | |
| | 1 | 式 | | | | |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------------|------|-----|-----|-----|--------|-----|
| 管きよ工(開削) | 1 | 式 | | | Lv2 | |
| 管布設工 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 管材料 DIP-GX φ 75 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| その他材料 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| ダクタイル鋳鉄管布設 φ 75 | 38.9 | m | | | Lv4 | |
| 全工種共通仮設費 | 1 | 式 | | | Lv2 | |
| 安全費 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 安全費 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 管路(送水管) HPPE φ 75 2条同時埋設 | 1 | 式 | | | Lv1 | |
| | 1 | 式 | | | | 処: |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| 管きょ工(開削) | 1 | 式 | | | Lv2 | 処: |
| 管路土工 | 1 | 式 | | | Lv3 | 処: |
| 管路掘削 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 管路埋戻 購入土砂 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 管路埋戻 発生土 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 発生土処理 | 1 | 式 | | | Lv4 | 処: |
| 管布設工 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 管材料 HPPE φ 75 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| その他材料 | 1 | 式 | | | Lv4 | |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明 細 単 価 番 号 | 基 準 |
|-----------------------------|------|-----|-----|-----|-------------|-----|
| 水道配水用ホリレチン管布設 φ75 | 94.4 | m | | | Lv4 | |
| 付帯工 | 1 | 式 | | | Lv2 | 処: |
| 舗装版撤去工 | 1 | 式 | | | Lv3 | 処: |
| 舗装版切断 アスファルト版 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 舗装版取壊 アスファルト版 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 殻運搬処理 アスファルト殻 | 1 | 式 | | | Lv4 | 処: |
| 舗装仮復旧工 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 下層路盤 再生碎石 t = 10 c m | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 上層路盤 再生粒度調整碎石 t = 12 c m | 1 | 式 | | | Lv4 | |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|---------------------------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| 表層 再生密粒度アスコン t = 3 c m | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 全工種共通仮設費 | 1 | 式 | | | Lv2 | |
| 安全費 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 安全費 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 管路(給水装置) | 1 | 式 | | | Lv1 | 処: |
| 給水管連絡工 | 1 | 式 | | | Lv2 | 処: |
| 管路土工 | 1 | 式 | | | Lv3 | 処: |
| 管路掘削 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 管路埋戻 購入土砂 | 1 | 式 | | | Lv4 | |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| 管路埋戻 発生土 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 発生土処理 | 1 | 式 | | | Lv4 | 処: |
| 管布設工 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 管材料 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| その他材料 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 給水管連絡 | 1 | 箇所 | | | Lv4 | |
| 付帯工 | 1 | 式 | | | Lv2 | 処: |
| 舗装版撤去工 | 1 | 式 | | | Lv3 | 処: |
| 舗装版切断 アスファルト版 | 1 | 式 | | | Lv4 | |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| 舗装版取壊 アスファルト版 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 殻運搬処理 アスファルト殻 | 1 | 式 | | | Lv4 | 処: |
| 舗装仮復旧工 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 下層路盤 再生碎石 t = 10 c m | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 上層路盤 再生粒度調整碎石 t = 12 c m | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 表層 再生密粒度アスコン t = 3 c m | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 管路 (既設管撤去) | 1 | 式 | | | Lv1 | 処: |
| 付帯工 | 1 | 式 | | | Lv2 | 処: |
| 既設構造物撤去工 | 1 | 式 | | | Lv3 | 処: |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| 既設管撤去 φ100 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 残管処理 | 1 | 式 | | | Lv4 | 処: |
| 全工種共通仮設費 | 1 | 式 | | | Lv2 | |
| 安全費 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 安全費 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 管路(仮設管) | 1 | 式 | | | Lv1 | 処: |
| 管きょ工(開削, 仮設) | 1 | 式 | | | Lv2 | 処: |
| 管路土工 | 1 | 式 | | | Lv3 | 処: |
| 管路掘削 | 1 | 式 | | | Lv4 | |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------|-------|-----|-----|-----|--------|-----|
| 管路埋戻 発生土 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 発生土処理 | 1 | 式 | | | Lv4 | 処: |
| 管布設工 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 管材料 SUS φ 100 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 仮設管布設 φ 100 | 132.9 | m | | | Lv4 | |
| 仮設給水管連絡 | 1 | 箇所 | | | Lv4 | |
| 管撤去工 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 仮設管撤去 φ 100 | 132.9 | m | | | Lv4 | |
| 仮設給水管撤去 | 1 | 箇所 | | | Lv4 | |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| 付帯工 | 1 | 式 | | | Lv2 | 処: |
| 舗装版撤去工 | 1 | 式 | | | Lv3 | 処: |
| 舗装版切断 アスファルト版 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 舗装版取壊 アスファルト版 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 殻運搬処理 アスファルト殻 | 1 | 式 | | | Lv4 | 処: |
| 舗装仮復旧工 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 下層路盤 再生碎石 t = 10 c m | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 上層路盤 再生粒度調整碎石 t = 12 c m | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 表層 再生密粒度アスコン t = 3 c m | 1 | 式 | | | Lv4 | |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| 全工種共通仮設費 | 1 | 式 | | | Lv2 | |
| 安全費 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 安全費 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 制御ケーブル | 1 | 式 | | | Lv1 | |
| 管きょ工(開削) | 1 | 式 | | | Lv2 | |
| ケーブル布設工 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 制御ケーブル | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| その他材料 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| ケーブル布設 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| | 38 | m | | | | |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| 本舗装工 | 1 | 式 | | | Lv1 | 処: |
| 舗装本復旧工 | 1 | 式 | | | Lv2 | 処: |
| 舗装版撤去工 | 1 | 式 | | | Lv3 | 処: |
| 舗装版切断 アスファルト版 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 舗装版取壊 アスファルト版 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 殻運搬処理 アスファルト殻 | 1 | 式 | | | Lv4 | 処: |
| 管路土工 | 1 | 式 | | | Lv3 | 処: |
| 管路掘削 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 発生土処理 | 1 | 式 | | | Lv4 | 処: |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明 細 単 価 番 号 | 基 準 |
|---------------------------|-----|-----|-----|-----|-------------|-----|
| 舗装本復旧工 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 不陸整正 補足材無 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 表層 再生密粒度7スコン t = 5 c m | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 全工種共通仮設費 | 1 | 式 | | | Lv2 | |
| 安全費 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 安全費 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 場内整備工 | 1 | 式 | | | Lv1 | |
| 付帯工 | 1 | 式 | | | Lv2 | |
| 舗装・フェンス工 | 1 | 式 | | | Lv2 | |
| | 1 | 式 | | | | |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明 細 単 価 番 号 | 基 準 |
|-----------------------------|-----|-----|-----|-----|-------------|-----|
| 舗装本復旧工 コンクリート舗装 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 不陸整正 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 下層路盤 再生砕石 t = 10 c m | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| コンクリート舗装 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 舗装本復旧工 アスファルト舗装 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 不陸整正 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 下層路盤 再生砕石 t = 10 c m | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 上層路盤 再生粒度調整砕石 t = 10 c m | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 表層 再生密粒度アスコン t = 5 c m | 1 | 式 | | | Lv4 | |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| フェンス工 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 材料費 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 施工費 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 全工種共通仮設費 | 1 | 式 | | | Lv2 | |
| 安全費 | 1 | 式 | | | Lv3 | |
| 安全費 | 1 | 式 | | | Lv4 | |
| 直接工事費計 | 1 | 式 | | | | |
| 共通仮設費計 | 1 | 式 | | | | |
| 共通仮設費(積上げ) | 1 | 式 | | | | |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明 細 単 価 番 号 | 基 準 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|-------------|-------------|
| 技術管理費 | 1 | 式 | | | | |
| 通水試験費 | 1 | 式 | | | | |
| 共通仮設費(率化) | 1 | 式 | | | | |
| 共通仮設費率分 | 1 | 式 | | | | |
| 純工事費 | 1 | 式 | | | | |
| 現場管理費 | 1 | 式 | | | | |
| 工事原価 | 1 | 式 | | | | |
| 一般管理費等 | 1 | 式 | | | | |
| 工事価格 | 1 | 式 | | | | 金銭的保証を必要とする |
| | 1 | 式 | | | | |

